

練馬区地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 6 年 4 月 11 日

6 練 都 都 第 10006 号

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成および実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保および自家用有償の必要性、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項の協議を行うため、練馬区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、つぎの事項について協議を行う。

- (1) 計画の作成および変更に関すること。
- (2) 計画および地域公共交通に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 自家用有償旅客輸送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関すること。
- (5) バス等の利用促進に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 協議会は、つぎに掲げる委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等の関係者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者またはその指名する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 区職員
- (7) その他区長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長および副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため、協議会に出席することができない委員は、同一の団体または機関に属する者を代理人として出席させ、合議および表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 協議会は、公開とする。ただし、審議内容が練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第24条各号に該当するときは、この限りでない。

(分科会の設置)

第7条 協議会は、第2条に規定する協議事項について専門的な調査、検討を行うため、または、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じて協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。ただし、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するために置いた分科会について、つぎに掲げる者を構成員とする。

(1) 区職員

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長またはその指名する者

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部交通企画課において処理する。

(その他)

第10条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、相談・連絡窓口を都市整備部交通企画課内に設置する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。